

談
話

室

日本農業を支える外国人労働力

出稼ぎ労働力を受け入れる米国の非移民・就労ビザ

農業で働く外国人の重要性を強く認識したのはカリフォルニア大学に滞在した時である。デイビス校のマーティン教授等と農場を訪問した。カリフォルニア農業のメキシコからの違法滞在者依存は知っていたが、3年間のH-2A(季節農業労働者)就労ビザを政府は農業に設けていたのでそれを追ってみたのである。

同じ単純労働でレストラン等のH-2B就労ビザには人数制限があるが、農業には無く、最低賃金では就労者がいない農業に外国人を積極的に受け入れる姿勢である。ただし移民には繋がらない出稼ぎ労働の受け入れである。多数の農場は請負会社を通じて違法滞在者に今も依存し、最低賃金や宿舎提供を強制するH-2Aを避けているが、大企業は受け入れ、例えば州最大の露地野菜会社であるタニムラ・アンド・アントル社は500人をそのビザで雇用していた(『農村と都市をむすぶ』誌2012年7月号)。

「産業の競争力と外国人雇用」で日米共同シンポジウムが2回開かれ、成果を国際誌*Migration Letters*10(2)(2013年5月)に載せた。米国参加者の関心は、農業にも外国人を受け入れる日本の技能実習制度について、最長3年間、最低賃金以上の保障、雇用先の事前確定と期間内雇用先変更不可はH-2A就労ビザと同じだが、研修目的の1回限りの来日という制限、雇う側による2か月以上の研修や管理団体・送り出し機関の費用の負担理由、その額を含めれば日本人を雇用できるのではないか、等であった。

外国人労働力を受け入れる日本の技能実習ビザ

小企業や農家では家族やパートに交じって外国人一人だけという例も多く、意思疎通のために日本語研修が必要なことを説明した。英語が不要なメキシコ人グループだけで農作業を請け負う形態は日本では見られない。

来日前の雇用契約も農家自身が現地を訪れ面接後結ぶ。雇う側の年齢、家族構成や仕事の内容、応募者の意思や関心、年齢や性別、既婚にも気を使い選抜している。送り出し機関は事前に広告を出し募集の2倍の多さにして日本側の選抜に備えている。

2012年入社の高卒初任給全国平均が16万円弱、ボーナス込みで年間200万円を

大きく超える。農家の年収200万円保障のハローワーク求人に日本人応募者はいない。これに対して、13年度の最低賃金は全国加重平均で時給764円(茨城県は713円)、週40時間で年間150万円弱、旅費、関係団体費用、保険料や残業手当等含めて実習生一人当たり200万円前後だが、1年間毎約束の実習生は大事な戦力である。ボーナス支給のケースも出ている。一方、実習生手取りは、光熱費を含む宿舎代、保険負担、自賄いの食料費などを差し引いても年間100万円前後は自国に送金できている。彼らにとって大きい額である。

研修手当から最低賃金適用に移行させた外国人技能実習制度への改定

実習制度のトラブルを防ぐうえで、外国人研修・技能実習制度をやめた2010年改定は大きく貢献する。従来は初年度が研修期間で最低賃金の半額程度だった。農家や企業の指示に従い働いているのに最低賃金適用が2年目以降だったのである。残業も認められず期待される収入にならない。これが過去の多様なトラブルの根源であり、1~2か月の座学講習期間は除くが、初年度から最低賃金適用の雇用契約で日本の労働者と同じ条件に置くことにより基本的に解決したと私は受け止めている。労働者としての位置づけ・整理であり労働関係法令の適用である。

だが技能等の移転目的により、農業では畑作・野菜や施設園芸、牛の繁殖肥育を除く畜産に限られる。しかし農業の実習生は増加傾向で現在約2.2万人いると推定され、2010年農業センサスでの「全国常雇い」者数の15%にあたる。畑作・野菜はより高い比率で実習生があり、例えば畑作・野菜と施設園芸が盛んな茨城県八千代町では600人ほどが常雇い者数の大半を占める。実習生のいる認定農業者(261人のうち稻麦作や果樹園等の15%を除く)1戸平均で2.8人の実習生が家族と共に働き、他市町に借地に出るなど規模拡大にも貢献している。法人は最大9人、農家は最大6人の大規模経営の多数雇用から、他方、不足する家族員補完の小規模経営の1人少数雇用まで、多様な形で実習生は経営を支えているのである。

枠組みに規定されながらも農業を強く支える実習生を実態からみて、その安定的な拡大運用のために検討すべき課題が多い。研修制度を取りやめ新たな方向の韓国、最低賃金を適用し限定した単純労働力移入の米国等も参考に、外国人労働力のあり方の議論が期待される。

**(早稲田大学政治経済学術院 名誉教授
(株)農林中金総合研究所 客員研究員 堀口健治・ほりぐち けんじ)**